

岡山県

せいきょう連 ニュース

岡山県生活協同組合連合会 TEL: 086-221-4301

第45回岡山県生協連通常総会が開催

総会では、来賓に岡山県、中国四国農政局、日本生協連、県労福協よりご臨席をいただき、石井県知事のメッセージをはじめ、県議会議長、政党、国会議員、県内の協同組合や友誼団体、全国の生協などから暖かい励ましの言葉をいただきました。

議案は、1～5号議案まで、提案と討論ののち採決され、すべて賛成多数で可決・承認されました。また、役員の新補充選挙により、新しく3名の理事の当選が確認されました。(7ページに掲載)

ご挨拶 通常総会

岡山県生活協同組合連合会



↑ 開会あいさつをする吉永 紀明会長理事

ご来賓



↑ 岡山県生活環境部県民生活課長 森脇正己さん



↑ 中国四国農政局消費・安全部長 南部秀満さん

会場発言



← 前場早苗さん(おかやまコープ)
“消費者契約法・消費者政策について”



↑ 田所利一さん(岡山大学生協)
“パソコン教室の提供で友達づくり”



半田慧子さん (倉敷医療生協)
“宅老所の運営・活動・管理は大変です”

小林 愛子さん (岡山医療生協)
憲法 25 条に謳う社会保障の充実を”

船木あけみさん(おかやまコープ)
“県民平和のつどいをみなさんと一緒に”

← 日本生協連中四国地連
小熊竹彦 事務局長より、
ご挨拶をいただきました



↑ 岡山県労福協事務局次長
中西洋司さんには、
ご臨席をいただきました

第 159 国会で消費者基本法(改正消費者保護基本法)が成立



生協をはじめ全国の消費者団体などの強い要請もあって、
議員立法によって準備され、全会派の賛成による
衆議院内閣委員会提案として立法化されたものです。

2004年5月26日に成立したこの法律は、消費者と事業者の構造的な格差を是正して、国民のくらしの安全・安心をつくるために消費者基本法が抜本改正されたものです。

今回の法改正では、名称を「消費者基本法」に改めるとともに、安全・選択・消費者教育等に関する「消費者の権利」の法目的や基本理念への明記、行政・事業者・消費者の責務・役割の見直し、基本計画に関する規定の新設、苦情処理・紛争解決の促進、国の推進体制の強化、国民生活センターの役割等の点について、全国消団連の「消費者保護基本法改正試案」で提言した消費者の主張が大きく反映されたものとなっています。

また、この間、地方議会で採択された意見書が国および衆参両院に送付されており、その内容を反映したものとなっています。

消費者基本法の制定を受けて

岡山県でも条例見直しの検討が始まる！

～ 条例の見直しには、次の点が欠かせないと考えています ～

1. 目的・基本理念に「消費者の権利」を明記すること。
消費者の権利については、「8つの権利」の内容を盛り込むこと。
2. 消費者政策の推進にあたっての県と事業者の責務を明記すること。
事業者団体、消費者団体に関する規程を設けて、消費者団体については、県が促進・支援のための施策を講ずる旨を明記する。
3. 中長期的視野で、消費者政策を計画的に推進するために、県が基本計画を策定する旨を規定する。
4. 条例の規定に違反する事業者の活動などによって、消費者の権利が侵されるような場合に、県に対する申し出ができるような規程を盛り込むこと。
県が事業者に対する立ち入り調査や事業者の公表ができる旨を規定する。
5. 消費生活センターの役割を、条例のなかでも位置づけ、規定すること。
消費生活懇談会、苦情処理委員会を条例に明記し、消費者代表の参加を位置づけること。

05年通常国会で

「消費者団体訴訟制度」の制定が予定されている！

内閣府は、05年の通常国会に向けて、国生審消費者政策部会のもとに、消費者団体訴訟制度検討委員会を設置して、検討を始めています。

どのような内容の訴権を認めるべきか、どのような消費者団体に訴権を認めるべきか、制度の実行性をどう確保するのか、などについて検討が行われています。

消費者保護基本法の主な改正点

項 目	内 容
第1条（目的）	消費者と事業者間の情報力・交渉力等の格差を明示して、消費者の権利の尊重、自立支援その他の基本理念を定めることを明示した。 国、地方公共団体、事業者等の責務を明らかにして、総合的な施策の推進を図ることを規定した。
第2条（基本理念）	消費者の権利を基本理念として規定した。 ・国民の消費生活における基本的な需要が満たされる権利 ・健全な生活環境が確保される権利 ・消費者の安全が確保される権利 ・商品、役務について消費者の自主的、合理的な選択の機会が確保される権利 ・消費者に対し必要な情報、教育の機会が提供される権利 ・消費者の意見が消費者政策に反映される権利 ・消費者に被害が生じた場合には、適切、迅速に救済される権利 自立支援の方策として、適正な事業活動の確保、消費者の年齢、その他の特性に配慮することが明示された。 消費者政策の推進は、高度情報通信社会への進展に対応することに配慮することが明示された。
第3条（国の責務）	消費者の権利の尊重及び自立支援、その他の基本理念に基づき、消費者政策を推進する責務を明示した。
第4条（地方公共団体の責務）	
第5条（事業者の責務）	消費者の権利の尊重及び自立支援、その他の基本理念に基づき、消費者取引に対応する責務を明示した。
第6・7・8条	事業者団体・消費者・消費者団体の役割を明示した。
第9条（消費者基本計画）	消費者基本計画制定等を規定した。内閣総理大臣には、基本計画案の閣議決定と公表を義務づけている。
第12条（消費者契約の適正化等）	消費者被害が増加している現状から、消費者契約の適正化を規定した。
第15条（広告その他の表示の適正化）	表示の適正化の対象に広告を含めて、虚偽または誇大広告、その他の表示の適正化のための施策を講じることを明示した。
第17条（啓発活動及び教育の推進）	目的について、消費者の自立を支援するためと明示した。
第19条（苦情処理及び紛争解決の促進）	都道府県は、市町村と連携して、高度の専門性や広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うことを規定した。また、多様な苦情に柔軟、弾力的に対応することを規定した。
第20条（高度情報通信社会の進展への的確な対応）	IT への対応を規定した。
第21条（国際的な連携の確保）	国際化への対応を規定した。
第22条（環境の保全への配慮）	環境保全への配慮を規定した。
第25条（国民生活センター）	国民生活センターの役割について規定した。
第26条（消費者団体の自主的な活動の促進）	消費者団体の役割規程(第8条)を受けて、消費者の組織化から変更して、消費者団体の活動促進を規定した。
第27条（消費者政策会議）	消費者基本計画(9条)を作成し、消費者政策の推進、実施状況の検証・評価・監視の役割を規定した。

2004・・・4月以降のおもな行事・取り組み

消費者月間 学習講演会【6月4日(金)オルガホール】・・・主催 岡山県消団連

食品衛生法の抜本改正、食品安全基本法の制定、食品安全委員会の設置から1年。食をめぐる事件、不祥事が後を絶たない中で、「食の安全はどうなっているか」、前全国消団連事務局長の日和佐 信子さん(雪印乳業社外取締役)を迎えて、学習講演会が開催されました。(県消団連主催)

講演では、「食品安全委員会は設置されたが、認知度はまだ低く、国民の健康保護を謳いながら、消費者の目線で参加する人がいないのは不十分。基本法では、国民の健康保護が最も重要とされ、農場から食卓までの安全性確保が規定されたが、消費者が食の安全行政に関わっていくことが大切だ。リスクコミュニケーションの当事者として情報交換に参画していく必要がある」「食の安全確保のルールやしゅくみはできつつあるが、安心はそのルールやしゅくみが信頼できるかどうかだ、事業者のコンプライアンスが必要」「消費者として、情報を選択する力、情報集めの努力が大切」などと話されました。

消費者月間学習会

主催 / 岡山県消費者団体連絡協議会



↑ 消費者として、情報を選択する力が必要・・・と日和佐 信子さん

12団体、約150名の参加者からは、「聞きやすく、わかりやすいお話で大変勉強になった」「法律は整備されたが、縦割り行政や事業者の対応などが改善されなければ、消費者にとっていい改正とはいえない」「行政まかせだけではなく、消費者である私たちが、きちんとした情報を得て、そのままではなく、いい方向に向くよう行動を起こすことが大事」など87通の感想が寄せられました。



↑ 参加者からは、専門的な質問も出されました

第23回岡山県民平和のつどい【7月4日(日)オルガホール】

延べ約500人が参加。会場・ロビーに溢れんばかりに彩られた虹の旗や花、おかやまコープの組合員有志(愛称:P S M)、岡山大うたう会「みみんこ」、県婦人協議会、被爆者会、岡山合唱団などがコーラス・踊り・寸劇・被爆体験語り・展示などそれぞれの持ち味を発揮して、大いに盛り上がり、有意義な「つどい」となりました。

また、メインゲストの池田香代子さんが「憲法の夢の子どもたち」と題して講演、「戦争放棄をうたった日本国憲法は決して時代に合わないとは思わない。世界中から戦争をなくすために、主権者である私たちが声をあげることが大事」などとよびかけられました。



↑ 世界がもし100人の村だったら
・・・の池田香代子さん



岡山県協同組合連絡協議会交流会【7月6日(火)オルガホール】

1996年に始まり、9回目となった交流会は、県内の4協同組合の役職員と県農林水産部職員総勢40余名が参加して行われました。

新しく協議会会長に選任されたJA岡山中央会会長の村上進通さんの「産業としての農の確立～消費者とともに～」、同協議会副会長で県生協連会長理事吉永紀明さんの「生協における地産地消運動の取り組みについて」のお話をもとに意見交換が行われました。

交流会の後半は懇親会に移り、和やかに親睦が深められました。



↑ 農業・農村への想いを縦横に語られる村上進通会長

“ピースリレー”市民平和行進2004【7月16日(金)～26日(月)】

7月16日、コンサートをバックに日生運動公園で兵庫県から引き継いだ平和行進は、県内11日間にわたる幹線コース(1577名参加)と10の地域コース(1275名の参加)で取り組み、7月26日に広島県に引き継がれました。



「イラクやアフガニスタンの戦争をやめさせたい」「地雷や劣化ウラン弾を使用させない」「臨界前核実験を含むすべての核実験をやめさせ、核兵器の廃絶を一刻も早く実現させたい」「被爆者援護」「平和憲法を守りぬきたい」などの思いを、歩くことを通して、また、お母さんや子どもたちの歌やお話による「つどい」を通して、アピールし、平和への想いをいっそう深くしました。

今年は特に、虹のバンダナ・虹の旗など平和グッズ・行進グッズも沢山つくられ、彩りも最高に達して、「明るく楽しく元気のよい」取り組みとなりました。



↑ 県庁正面の広場で…出発集会のようす



↑ 今年も地元の園児が行進を迎えてくれました

行進コースにあたる自治体からは、休日であっても町長さんや議長さんなどが励ましの言葉を述べられ、猛暑のなか、おかやまコープの組合員や自治体職員、婦人会のみなさまに飲み物などの接待もいただいて、大いに元気づけられました。実行主催団体として紙面をお借りして、心よりお礼を申し上げます。



↑ 歓迎のつどいで…通し行進のみなさん



↑ 被爆者の方々から、実体験談が語られました

WHO世界保健デーに延べ 800 人



4月7日、世界保健デーの取り組みを岡山市の後援を受け、アムスメール上之町で行いました。

血圧・体脂肪・骨密度などのチェックを中心に、医療・介護・薬・歯の相談コーナーに、延べ800人もの人たちが訪れました。

(岡山医療生協)

環境委員会が児島湖などで水質検査



毎年8月に実施している家庭会環境委員会の水質検査活動が、10月17日の2日間に亘って行われ、9名が参加しました。

1992年より始まった調査は、CODパックテストを使って、児島湖・及び流入河川の汚染状況を調査しています。

(三井造船生協)

“老健あかね”で楽しい七夕会



7月8日、倉敷医療生協の「老健あかね」で七夕会が行われました。

水島保育園の園児たちが、かわいい踊りや歌を披露し、入居者の方と手遊びをしたりして、楽しい時間を過ごしました。感激のあまり涙ぐむ方もいました。

(倉敷医療生協)

生産者と消費者が交流 ～おかやま育ち・県内産品学習交流会～



おかやまコープは、県内産直事業をさらに発展させようと生産者や製造者と組合員が相互理解を深めることを「目的におかやま育ち・県内産品学習交流会」を開催しています。「おかやま育ち」は、県内産品を主原料とした商品のブランドとして開発しています。

ことしは、岡山県がすすめる「地産地消」の取り組みとも連携した催しとして開催しています。

県生協連の役員紹介

*は補充選挙で新しく選出された役員

	役 名	氏 名	所 属 生 協	役 職 名
	会長理事	吉永 紀明	生活協同組合おかやまコープ	理 事 長
	副会長理事	久保田 滋	倉敷医療生活協同組合	専 務 理 事
	副会長理事	堀川 貞徳	三井造船生活協同組合	理 事 長
	専務理事	安場 靖		員 外
	理 事	岡嶋清太郎	岡山医療生活協同組合	専 務 理 事
	理 事	大山 裕一	岡山県学校生活協同組合	専 務 理 事
*	理 事	大橋 武	岡山県労働者共済生活協同組合	専 務 理 事
*	理 事	吉田 弘美	生活協同組合おかやまコープ	理事(非常勤)
*	理 事	伊丹 正和	生活協同組合おかやまコープ	常 務 理 事
	理 事	上甲 啓一	岡山大学生生活協同組合	専 務 理 事
	理 事	山本 康子	倉敷医療生活協同組合	常 務 理 事(非常勤)
	理 事	佐伯 祐治	生活協同組合 JFE コープ	専 務 理 事
	理 事	佐々木正昭	津山医療生活協同組合	専 務 理 事
	理 事	北村このえ	三井造船生活協同組合	理事(非常勤)
	監 事	上村 昇	岡山医療生活協同組合	常 務 理 事(非常勤)
	監 事	三橋 幸夫	生活協同組合おかやまコープ	副 理 事 長
	監 事	名合 正壽	本花滝生活協同組合	組 合 長(非常勤)

総会で退任された方

理事	小西 晴美	おかやまコープ 前理事	理事	高井 章平	岡山県労済生協 前専務理事
理事	竹内 祥文	おかやまコープ 専務理事			

第 45 回通常総会決議

食の安全運動は、食品安全基本法の制定、食品衛生法の改正、食品安全委員会の設置など法律の整備を実現し、消費者の権利を位置づける「消費者保護基本法の抜本改正」についても、国民生活審議会の報告書(21世紀型の消費者政策の在り方について)をもとに、生協や司法関係者団体などが共同して取り組んだ結果、消費者主体の新しい社会システムづくりの大きな一歩となりました。

今日の厳しい経営環境にある生協にとって、このような活動の成果を基礎に、事業と活動を通して連帯し、健全な運営とコンプライアンス経営を確立することは、社会に開かれ、信頼され、成長しつづける上で大切な課題となっています。

また、地球温暖化、食の安全、消費者犯罪(被害)をはじめ、雇用や年金・税・介護・社会保障などをめぐって不安が増大しているもとで、消費者・組合員にとって安心してらせる社会の実現のために生協への期待も強まっています。

平和をめぐる問題では、イラク、中東、アジアなどにおける戦争と報復テロの連鎖が断ち切れない中で、多数の尊い命が奪われています。

私たちはこのような事態を心底から憂慮し、未来を担う子どもたちのためにも、かけがえのない平和をつくるために運動をすすめます。

「～戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」(9条1項)と謳った平和憲法、敗戦後60年近く戦争の行われなかった時代をどのように考え、教訓とするか、私たちの未来に引き継ぐ責任は重大です。

県生協連は、会員生協の力を基礎に、連帯を大切に、生協間交流をはじめ、消費者団体などとともに、くらしの安全・安心に関わる健康と福祉、平和、環境、消費者主権の確立などの課題に取り組みます。

記

- 一、食の安全行政の充実と消費者の権利確立のために、県の行政や議会とのコミュニケーションをはかりながら提言し、協力して、意見反映をおこないます。
- 一、年金、税などについて学び、医療・福祉・介護など社会保障制度の充実を求めて運動をすすめます。
- 一、地球の温暖化防止と資源保護のために、環境問題を学び、運動をすすめます。
- 一、平和を未来につなぐために、豊なくらしづくりのために、日本国憲法を活かすことを大切に、学び、運動をひろげます。
- 一、友誼団体や地域諸団体との協力と提携を強め、地域社会から信頼が得られる取り組みをすすめます。

以上 決議します 2004年6月29日 岡山県生活協同組合連合会 第45回通常総会

行事のお知らせ

第20回中四国生協・行政合同会議

開催日時：9月1日(水) 13:30～17:00

場 所：アークホテル岡山

テーマ：消費者基本法の制定を受けて
～わが県の消費者をめぐる現状
と生協への期待～

消費者基本法と条例を考える

開催日時：9月17日 15:00～

場 所：オルガ 5階

講 師：小熊 竹彦 氏

(中四国地連事務局長)

・・・岡山県消団連主催

第18回岡山県消費者大会

開催日時：10月29日(金) 10:00～

場 所：オルガ 地階ホール

テーマ：消費生活条例を自分たち

の手で見直しを

・・・岡山県消団連主催

医療部会組合員活動交流集会

開催日時：10月15日(金) 10:00～

場 所：岡山医療生協(コムコム)

テーマ：助け合い、ささえあって、
行政とともにつくるまちづくり

講 師：折衝中・・・県生協連主催

医療部会理事活動研修交流会

開催日時：12月4日・5日(日)

場 所：美作(湯郷) 詳細未定

テーマ：(仮題)医療生協とは？

～理事の役割・活動発表～

参加対象：単協の非常勤理事

岡山県への「要望書」提出

提出予定日：10月13日(水)

提出先：生活環境部 県民生活課

会員生協よりの要望を9月2週に

取りまとめ、「要望書」に反映させます。

行政との折衝：2月頃を予定します。

移 転 の お 知 ら せ

日本生協連中四国地連が発足

中四国地域は、従来、関西地連のもとにありましたが、6月21日より、関西地連が分割され、新たに中四国地連としてスタートしました。

新住所：〒700-0907 岡山市下石井一丁目1番3号

日本生命岡山第二ビル 8階

TEL: 086-221-2875 FAX: 086-221-2876

中四国支所 TEL FAX

支所長・営業 086-221-2871 086-225-5261

総務・物流 086-221-2831 086-225-5261

クレーム管理担当 086-221-7195 086-225-5261

事務局体制

事務局長 小熊 竹彦(おぐま たけひこ)

事務局職員 八巻 平(やまき たいら)

事務局職員 鈴木 陽一(すずき よういち)

派遣職員 菊山 紀美子(きくやま きみこ)

岡山県生協連合会が事務所移転

中四国地連及び日生協中四国支所の事務所併合を機会に、岡山県生協連の事務局(事務所)は7月8日より、下記に移転しました。

新住所：〒700-0907 岡山市下石井一丁目1番3号

日本生命岡山第二ビル 8階

TEL: 086-21-4301 FAX: 086-221-4343

E-mail: coop701@okayama.coop

岡山県消費者団体連絡協議会 事務局

TEL: 086-221-4302 Fax: 086-221-4343

E-mail: 県生協連に同じ

事務局

県生協連専務理事・県消団連事務局長

安場 靖(やすば きよし)

事務局スタッフ 遠藤 章乃(えんどう あやの)

《中四国地連 & 岡山県生協連》

事務局の所在場所

JR岡山駅より徒歩2～3分

ビルには、一般向け駐車場がありません。
近隣の駐車場をご利用いただくか、公共の
交通機関でお越しください。

